

公の施設

9施設の指定管理者を指定

市では、9つの公の施設（うち4施設は一括管理）の指定管理者に、議会の議決を経て6団体を指定しました。これらの施設は、今回指定した指定管理者が管理運営を行なうこととなります。

また、地域の集会所など144施設を指定管理者制度が導入できるよう、12月市議会にて条例を改正し、4月からの指定管理者による管理運営に向けて、その取り組みを進めています。

6団体を指定管理者に指定

議決を経て指定した9施設の指定管理者は、公募した8施設の5団体と非公募の施設1団体の合わせて6団体です（表1を参照）。

公募した8施設については、いずれも複数団体からの応募があり、「庄原市指定管理者候補者選定審査会」で面接と提出書類の審査を行いました。

審査会では、「設置目的を達成するために十分な能力を有しているか」、「継続して適切な維持管理ができるか」、「サービスの向上が図られるか」、「管理にかかる経費の縮減が図られるか」などの選定基準により、審査した結果、指定管理者として5団体を選定しました。

また庄原北保育所については、平成16年度から指定管理者として、三日市保育所を管理運営している庄原市総合サービス株式会社を審査会において指定管理者として選定しました。

今後は、指定した指定管理者と管理運営方法などについて細部にわたる協議を行い、協定書を交わすなど、所定の手続きを行うこととなります。

条例改正で制度の導入を推進

12月市議会では、9施設の指定管理者の指定議決に加え、今年4月から指定管理者制度を導入する方針の144施設について、指定管理者による管理運営が行えるよう条例改正を行いました。

144施設のうち大半の施設は、地域振興、コミュニティづくりの拠点施設として地域の皆さんの生活に密着し、地元地域に管理委託制度により、管理をいただいている集会所施設などで、管理委託制度に代わる制度として創設された指定管理者制度によって、これまでと同様に地元地域に管理運営をお願いすることとしています。

また現在、市出資法人（第三セクター）が管理委託制度によって管理している「ゆめさくら（庄原地域）」、「遊YOUサロン（東城（東城地域）」、「緑の村（高野地域）」などの施設も、指定管理者制度に移行し、現在の管理法人が引き続き管理を行う予定です。これにより、蓄積された管理ノウハウを活かし、一層のサービス向上と管理経費の縮減を図り、効果的・効率的な

管理運営を目指します。

今後は、これらの施設を管理いただく地元地域の皆さんや

現在の管理者との調整を行い、3月市議会に、指定管理者候補者として提案していく予定です。

■表1 指定管理者を指定した施設

所在地	施設の名称	応募団体数	指定管理者	指定期間
庄原	庄原北保育所	(非公募)	庄原市総合サービス㈱	H18.4.1～ H23.3.31
西城	西城陸上トレーニングセンター(道後山高原クロカンパーク)	2	三坂住民会	H18.4.1～ H21.3.31
東城	東城保育所	3	社会福祉法人東城有栖会	H18.4.1～ H23.3.31
比和	・自然とやすらぎの里宿泊研修施設(かさべるで) ・比和コテージ施設 ・比和総合運動公園 ・比和体育館(サンビレッジ比和)	3	三河内地域振興会	H18.4.1～ H23.3.31
	比和温泉施設(あけぼの荘)	2	社団法人 庄原市シルバー人材センター	H18.4.1～ H23.3.31
総領	里山総領農業支援センター	3	甲奴郡農業協同組合	H18.1.1～ H22.3.31

指定管理者制度とは…

平成15年6月に地方自治法が改正され、公の施設の管理は、従来の「管理委託制度」が廃止となり、経過措置期限の平成18年9月1日までに、「直営」が「指定管理」のいずれかの方法によることとなります。

この制度改正により、これまで地方公共団体の出資法人や土地改良区などの公共団体、農協などの公共的団体

に限られていた公の施設の管理が、民間事業者をはじめ、NPO法人や任意団体についても市が指定管理者として指定することにより、可能となりました。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減などを図ることを目的としています。

■企画課政策企画係 ☎0824-73-1114 ■財政課管財係 ☎0824-73-1124

指定管理者制度を導入する 保育所の運営

保育所に指定管理者制度を導入する目的の一つには、厳しい財政状況の下、限られた財源の中で、保護者の就労形態の多様化に伴う保育時間の延長の要望、低年齢児保育の拡充に 대응することがあります。指定管理者を導入する庄原北保育所と東城保育所は、直営と比較してコストを抑えながら、要望の強かった延長保育などのサービス向上が実現できます。

今回は、指定管理者制度の導入に関して、関係者説明会などで出された質問・意見に対する市の考えをお知らせします。

Q 庄原北保育所と東城保育所に指定管理者制度を導入するのはなぜですか。

A 保護者の利便を考慮して、就労場所が比較的多い市街地に近く、延長保育の要望と低年齢児の入所待機がある2つの保育所を選定しました。

Q 一斉に保育士が変わることによって子どもたちに影響がありませんか。

A 4月からの円滑な保育に向けて、3月初旬から現場での事前研修を計画しています。研修期間中は、指定管理者が採用する保育士と児童がふれあひながら親密な関係をつくることで、環境の変化に伴う影響が児童に及ばないように取り組んでいます。

Q 延長保育を希望した場合の保護者の負担はどうなるのですか。

A 早朝及び延長保育を希望される場合の保育時間は、月曜日から土曜日の（祝日は休み）7時30分から19時30分までを予定しており、最長12時間となります。平日の18時30分以降と土曜日の13時以降は、有料の延長保育となり、この場合、平日の19時30分までは、日額200円、土曜日

の13時以降は保育時間に応じて3段階に設定しており、最高で日額1,350円を負担していただきます。

Q 指定管理者制度が導入された場合、市の関わりはなくなるのですか。

A 指定管理者から市へ対して毎月一度、施設運営の状況について報告を求めることとしています。また、いずれも公立保育所ですので、毎月開催されている保育所長会議へ保育所長も出席し、さらに保育士の研修も一体的に行います。また必要に応じて、現場の状況確認も行います。

Q 保育所での事故の責任は誰が負うのですか。

A 保育所で事故などがあった場合は、市と指定管理者に責任がありますが、指定管理者は管理運営を代行している形態であり、市が責任をもつて対応します。



■予定している主なサービス向上の内容

サービス向上内容		庄原北保育所		東城保育所	
		現行	移行後	現行	移行後
1	平日延長保育時間の拡大	7:45～18:30	7:30～19:30	7:30～18:00	7:30～19:30
2	土曜日延長保育時間の拡大	7:45～13:00	7:30～19:30	7:30～12:00	7:30～19:30
3	保育所運営体制の充実（保育士スタッフなどの増員）	12人	20人	20人	35人
(参考)	入所定員	60人	60人	140人	170人

児童福祉課児童福祉係 ☎0824-73-1192